



平成 29 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン
代表者名 代表取締役社長 島田 和一
(コード番号 8897 東証第一部)
問 合 せ 先 総合企画本部 IR 室長 鈴木 健介
(TEL 03-6551-2130)

固定資産の譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、固定資産を譲渡することについて決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡の理由

当社の 100%子会社であるタカラアセットマネジメント株式会社が資産の運用を受託する「タカラレーベン・インフラ投資法人」(以下、「本投資法人」といいます。)に対し、スポンサーサポート契約に基づき発電施設の譲渡をおこないます。なお、今後もスポンサーとして全面的にサポートしていく事に加え、インフラファンド市場の発展に貢献してまいりたいと考えております。

2. 譲渡資産の内容

資産の名称及び所在地	譲渡価格 (百万円)	帳簿価格 (百万円)	譲渡益 (百万円)	現況 (MW)
LS桜川下泉発電所 (茨城県桜川市)	955	722	232	発電施設稼働中 2.54MW
LS福島矢祭発電所 (福島県東白川郡矢祭町)	468	335	132	発電施設稼働中 1.33MW
LS静岡御前崎発電所 (静岡県御前崎市)	484	465	18	発電施設稼働中 1.10MW
合 計	1,907	1,523	383	4.96MW

3. 譲渡先の概要

(1) 名称	タカラレーベン・インフラ投資法人
(2) 所在地	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	執行役員 菊池 正英
(4) 事業内容	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)に基づき、資産を、主として特定資産(投信法第2条第1項に規定する特定資産をいいます。)に対する投資として運用します。

(5) 出資総額 (注)	4,705,280 千円	
(6) 設立年月日	平成 27 年 8 月 5 日	
(7) 純資産 (注)	4,854,599 千円	
(8) 総資産 (注)	8,915,219 千円	
(9) 大投資主及び持株比率	株式会社タカラレーベン 14.2% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 5.0% 香川県信用組合 3.4%	
(10) 上場会社と当該投資法人との間の関係	資本関係	当社が本投資法人の投資口を 14.2% 保有しています。
	人的関係	該当ありません。
	取引関係	当社は、本投資法人との間でスポンサーサポート契約を締結し、資産の取得等のサポート等を行っています。また、本投資法人との間で商標の使用等に関する覚書を締結し、本投資法人に対して、「タカラレーベン」及び「レーベンソーラー」の名称並びにそのロゴマークについて当社が保有する商標を無償で、非独占的に使用を許諾しています。さらに、上記「譲渡資産の内容」に記載の各発電所について、本投資法人との間で平成 29 年 11 月 28 日付で発電設備等売買契約及び発電設備等賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき、平成 29 年 12 月 1 日又は買主である本投資法人と売主である当社が別途合意する日に、本投資法人に対し当該発電所を譲渡するとともに本投資法人から賃借する予定です。
	関連当事者への該当状況	該当ありません。

(注) 本投資法人の平成 29 年 8 月 23 日付有価証券報告書に記載されている、平成 29 年 5 月 31 日現在の数値です。

4. 譲渡の日程

(1) 取締役会決議	平成 29 年 11 月 28 日
(2) 契約締結日	平成 29 年 11 月 28 日
(3) 物件引渡日 (予定)	LS 桜川下泉発電所及び LS 福島矢祭発電所…平成 29 年 12 月 1 日 LS 静岡御前崎発電所…売主と買主が別途合意する日 (注)

(注) LS 静岡御前崎発電所の物件引渡予定日については、売買契約に定める条件 (売主が、当該設備を用いて発電を行い、電気事業者に対し電気を供給する事業の実施に関する再生可能エネルギー発電事業計画 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。)) (以下「再エネ特措法」といいます。) 第 9 条第 1 項に定められるものをいいます。)) (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 59 号。その後の改正を含みます。)) 附則第 4 条第 2 項に定める

書類を含みます。)に係る全ての再エネ特措法第9条第3項及び第10条第1項の認定上の認定事業者となったこと、及び、当該発電設備に係る特定契約及び接続契約の当事者としての地位を承継したこと)が成就した日から15営業日以内に、売主と買主が別途合意した日としています。

5. 今後の見通し

当該譲渡による、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上